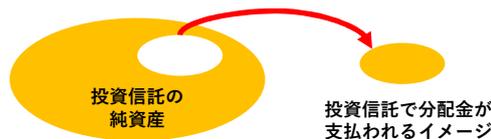


投資信託の収益分配金に関するご説明

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

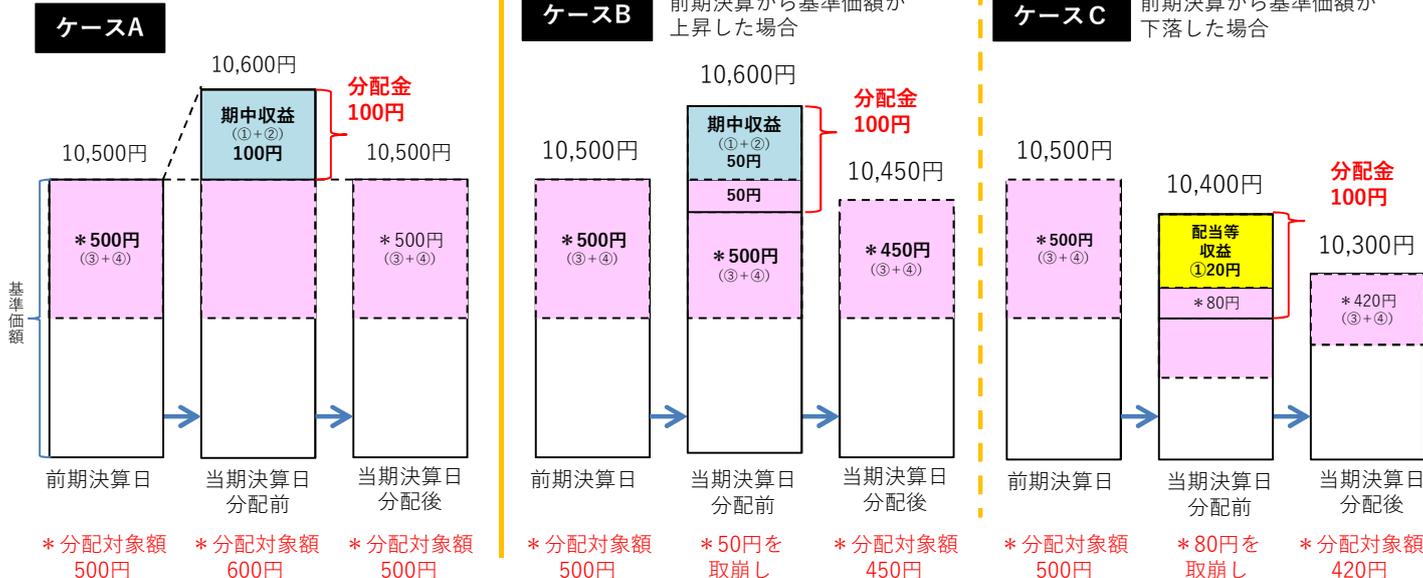


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ① 配当等収益（経費控除後）
- ② 有価証券売買益・評価益（経費控除後）
- ③ 分配準備積立金
- ④ 収益調整金

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

- ケースA：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 0円 = 100円
- ケースB：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲50円 = 50円
- ケースC：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差 ▲200円 = ▲100円

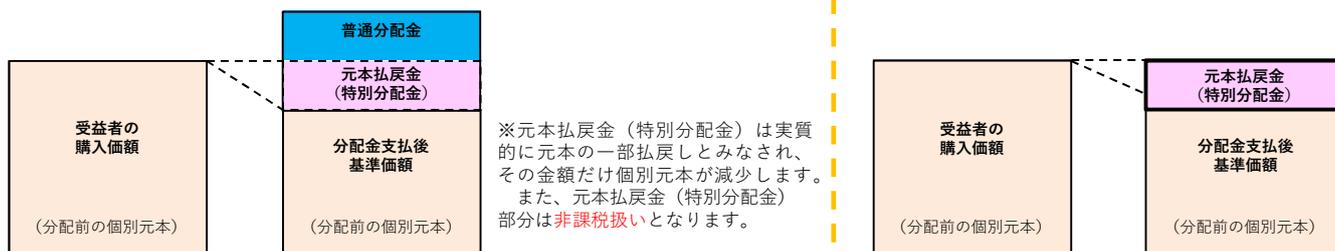
A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

普通分配金と元本払戻金

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合分

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



- 普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
- 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではなく、元本や利回りが保証されるものではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による解除）の規定の適用はなく、クーリングオフの対象にはなりません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価格が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動により基準価格が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託には換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託のご購入時には、買付時の 1 口あたりの基準価格（買付価格）に、最大 3.30%（消費税込み）の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価格に最大 0.3%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年 1.870%（消費税込み）を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。
- 投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。
- 投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- 投資信託のご購入にあたっては、最新の投資信託説明書（交付目論見書）および補完書面、契約締結前交付書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）および補完書面は、当金庫の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しています。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

当金庫の概要

商号等；はくさん信用金庫 登録金融機関
登録番号：北陸財務局（登金）第 35 号